

千葉敬愛高等学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

いじめは、いじめを受けた生徒たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校は、上記理念に則り、本校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

この基本的な方針は生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校家庭その他の関係者などが連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条1項の規定に基づき、いじめの防止など（防止、早期発見及び対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止基本方針の策定等

1 いじめ防止基本方針の策定

本校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 基本方針の評価

2 いじめ問題調査委員会の設置

(趣旨)

本校におけるいじめの防止などに関する措置を実行的に行うため、いじめ問題調査委員会(以下「委員会」)を設置する。

(構成)

委員長 教頭

委員 生徒指導部長、教務部長、情報部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA生徒育成委員長、弁護士及び地域教育委員等

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止などに関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成などに関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめの防止等に関すること。

2 いじめの防止

1 いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットと通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

2 道徳教育及び体験活動などの充実

生徒に対して、いじめ防止等のために、生徒の道徳教育及び体験活動などの充実を図る。

3 教職員の資質向上に関わる措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修などにより、資質の向上を図る。

4 敬天愛人講座の活用、実践

建学の精神である「敬天愛人」をより教育活動の実践において敬天愛人講座や全校集会、学年集会、ホームルーム活動等を通じて、命の尊厳や人に対する思いやりの心を持たせられるよう、日常的に理解と深化を図る。

3 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

生徒、保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

2 定期的な調査その他の必要な措置

いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

3 いじめの疑いがある事案を把握した時の措置

生徒、保護者及び教職員などから、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合など、在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置などに着手する。

4 関係諸機関との連絡

いじめの早期発見のために、警察や市育成センター、PTA育成委員会等と連携を図る。

4 いじめへの対処

1 事実の有無の確認を行うための措置など

(1) 事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聞き取り調査などにより、事実の有無の確認を行うための措置(以下「調査」)を行う。

(2) 学校の設置者への報告

調査結果について、学校の設置者に報告する。

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒への対応

・いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支

援を行う。

- ・必要に応じて、いじめを受けた生徒またはいじめを行った生徒に対して教室以外の場所に於いて学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。
- ・いじめを受けた生徒の心のケアとしてスクールカウンセラーや養護教諭などの協力体制を作る。

(2) いじめを行った生徒への対応

- ・いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導または保護者に対する助言を行う。
- ・学年主任、学級担任を中心に、人への思いやりや、もし自分がいじめを受けた時の気持ちなどを考えさせ、いじめはあってはならないことだという認識を強く持たせる。

(3) 保護者間での情報の共有など

- ・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に関わる情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察などの刑事司法機関との連携

- ・いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認められるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

(5) 職員会議等での事実の報告や事後指導について

- ・生徒指導部会や職員会議などで事実の報告を行うとともに、それぞれの生徒に対する指導の方向性を講じていく。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

(趣旨)

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」）を学校に設置する。

(構成)

校長、副校長、生徒指導部長、その他の教職員など

(設置期間)

調査委員会は重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項)

調査委員会は重大事態に関わる事実関係を明確にするために調査を行う。

(2) 職員会議などの開催

校長は調査委員会の報告を受け、職員会議を招集し、教職員に共通認識を持たせる。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行うときには、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係などの情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあった時には、適切かつ真摯に対応する。

(4) 学校の設置者及び県学事課への報告等

重大事態が発生した時及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び県学事課に、その旨を報告する。

重大事態の対処について、必要に応じて、学校の設置者及び県学事課と連携、協力して対応を行う。

4 いじめへの対処に関わる流れ

本校における、いじめへの対処に関わる流れについて、別紙のとおり定める。

5 本校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、本校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

(4) 学校の把握のきっかけ

- 教職員 本人 保護者
 その他 ()

3 学校の対応状況について

(1) 重大事態の判断主体

- 法第 22 条組織 その他 ()

(2) 重大事態と判断した時期

平成 () 年 () 月 () 日

(3) 法人への報告日時

平成 () 年 () 月 () 日 報告前

(4) いじめを受けた疑いのある生徒への対応

- 対処有り ()

(5) いじめを行った疑いのある生徒への対応

- 対処有り ()
 現時点で対処なし

(6) 保護者との対応状況

- 対応あり ()
 現時点で対応なし

4 調査について

(1) 調査組織の設置 (法第 28 条)

- 設置済 ()
 検討中

(2) 調査の手法

- 検討済 ()
 検討中

5 その他

千葉県総務部学事課
私学振興班

殿

千葉敬愛高等学校
校長

重大事態の調査結果について

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態について、下記の通り報告します。

- 1 重大事態に関わる対応
- 2 いじめを受けた（疑いがあった）生徒及び保護者の所見
- 3 マスコミ関係（取材の有無、対応内容等）
- 4 再発防止策
- 5 その他

<添付書類>

【本件連絡先】

千葉敬愛高等学校

電話：043-422-0131

FAX：043-423-5866